

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	介護保険料賦課及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、介護保険料賦課及び徴収に関する事務における特定個人情報を取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

## 公表日

令和6年12月27日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険料賦課及び徴収に関する事務
	<p>介護保険料賦課に係る情報を整理し、保険料決定(変更)、徴収、還付、滞納整理業務及び税控除・納付証明書を発行する事務。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険料賦課の算定や所得区分の判定に必要な要件の情報照会。</li><li>②保険料の減免、徴収猶予の判定に必要な情報照会。</li><li>③介護保険料の還付に関する事務において、被保険者の公金受取口座情報を照会する。</li><li>④保険料賦課における特別徴収対象者の確認。</li></ul>
②事務の概要	

## 2. 特定個人情報ファイル名

・納付書ファイル　・納入通知書ファイル　・更生通知書ファイル　・納付原簿ファイル　・保険料減免決定通知書ファイル  
・徴収猶予決定通知書ファイル　・保険料減免取り消通知書ファイル　・徴収猶予取消通知書ファイル　・納付証明書ファイル  
・所得状況照会依頼書ファイル　・収納消込ファイル　・滞納整理ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 别表の100項 2.番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>【提供】 ・番号法第19条第8号及び総務省令第九号別表(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161)</p> <p>【利用】 ・番号法第9条及び別表100 ・主務省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 高齢者支援課
-----	--------------

① 印・白	姓氏・名前・性別・年齢・誕生日
② 所属長の役職名	高齢者支援課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 高齢者支援課 TEL092-408-4852
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 健康福祉部 高齢者支援課 TEL092-408-4852
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b>	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを使用する際は、複数人での確認を行っている。	

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ ] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバーを使用する際は、複数人での確認を行っている。

麥更箇所